

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成31年4月3日

東京都作業部会確認年月日 平成31年4月10日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年11月11日)

事業名 共同実施事業（オペレーション等）

案件名 選手村宿泊施設等の建物維持管理業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件はオペレーションに係る事業であり、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、組織委員会が必要な経費を負担する。東京都はパラ経費（組織委員会2：国1：都1）の負担となっており、合意に基づいている。 (令和2年11月10日 契約変更の再確認に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費等の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 ● 本件は選手村の宿泊施設等の維持管理に関する事業であり、選手村の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大会期間中、選手村に滞在する居住者へ、安全かつ大会運営要件を満たした居住空間を提供するために欠かすことができない業務である。 ● 特定建築者から建物等を借受けてから特定建築者へ引渡すまでの期間、建物等を適切に維持管理していくことが必要であり、不可欠な事業である。 ● 火災等が発生した際に迅速かつ適切な対応が求められることから、防災センター運営業務が必要不可欠である。 ● 大会期間中に建物等で発生した不具合等に対し、迅速かつ適切な対応が求められることから、必要不可欠である。 (令和2年11月10日 契約変更の再確認に伴う追記) ● 今回の契約変更は、建物の機能維持に必要な業務や防災管理業務を中断できず、継続的に業務を実施する事が不可欠であることから、現時点で手続きを進めることが必要である。 	
	<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会へのヒアリングにより、仕様や数量について適正な規模であることを確認した。 ● 宿泊棟等の所有者である特定建築者に当該業務を委託することで、建物管理業務の不備による原状回復費用の抑制が期待される。 ● 建物や設備の点検頻度や防災センター等の規模について、関係法令に基づき適正であることを確認した。 ● 建物管理業務と防災センター運営業務を兼ねることにより、コスト削減を行っている。 (令和2年11月10日 契約変更の再確認に伴う追記) ● 大会延期に伴い、不具合対応業務の配置ポスト数の削減などにより建物管理水準を必要最低限とするなど、経費の圧縮を図っていることを確認した。 	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ● 積算に関する定期刊行物や国土交通省単価・積算基準等に基づき、適正な予定価格を算出していることを確認した。 ● 今後、調達部での交渉を通じ、さらなるコストの削減に努めていただきたい。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。 ● 現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 <p>【令和2年3月17日追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大会経費の都の枠内であることは確認したが、全体経費についても引き続き縮減に努めること。 <p>(令和2年11月10日 契約変更の再確認に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費等については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 ● 確認時点では一部変更内容について妥当性の確認ができていないことから、実績確認時にあらためて確認するものとする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。